

令和2年2月28日

保護者の皆様へ

仙台市教育委員会

新型コロナウイルス感染防止のための臨時休業のお知らせ

このたび文部科学省より臨時休業の要請があり、集団による感染症の拡大防止をすることが極めて重要であり、徹底した対策を講じていく必要があることから、仙台市において、下記の措置をとることといたしました。

つきましては、趣旨を十分ご理解いただき、新型コロナウイルス感染症の拡大防止とお子様の健康管理にご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 休業期間 令和2年3月2日（月）～3月24日（火）※臨時休業
※3月25日から4月7日までは春期休業となります。
- 2 対象 全校児童生徒
※ただし、中学校3年生のうち、3月4日（水）に高等学校入学選抜を受験する生徒については、必要に応じ各学校の判断で事前登校日を設定する場合があります。
- 3 行事等の取扱
 - (1) 小中学校の卒業式について
 - ・3月2日以降の卒業証書授与式は、各校で予定されていた日時で行います。
ただし、万全の対応を取るため、保護者等の参加はご遠慮いただき、感染防止のための措置を徹底した上で、出席は卒業生と教職員のみとします。
 - (2) 宮城県公立高校入試について
 - ・これまでの予定通り実施されます。
 - (3) 修了式（3月24日（火））及び離任式について
 - ・実施しません。
 - (4) 登校日について
 - ・荷物の持ち帰り、学習課題の配付等のため登校日を設定する場合があります。
- 4 休業期間中の学習について
家庭での学習については、学校から提供される学習資料や教材などを活用しながら進めていただきます。
- 5 小学1～3年生及び小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒について
保護者が仕事で休めない場合に自宅等で一人で過ごす標記児童生徒に対しては、学校で、通常の在校時間により居場所の確保を行うこととします。給食の提供はありませんので、必要に応じて、弁当を持参させてください。

6 休業期間中（2月29日～4月7日）の過ごし方等について

（1）部活動について

- ・休業期間中の部活動は、大会等への参加を含め、中止します。

（2）不要不急の外出の回避について

- ・休業期間中は外出を控え、自宅で静かに休養をとるようにしてください。
また、人の集まるところに行くことを避けてください。

（3）お子様等の健康状態について

- ・休業期間中は、毎朝お子さんの体調を観察するとともに、必要に応じて検温するなど、健康状態の把握に努めてください。
- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合、強いだるさや息苦しさがある場合等は、**仙台市・宮城県の電話相談窓口 コールセンター（Tel 022-211-3883）**に相談し、状況を説明の上指示を受けてください。
- ・お子様が、臨時休業中に新型コロナウイルス感染症にり患した又は感染者の濃厚接触者となった場合は、学校へ連絡をしてください。
- ・お子様のほか、同居の家族に新型コロナウイルスの感染者（濃厚接触者を含む）が発生した場合は、学校にも情報提供いただきますようお願いいたします。

7 給食費の取扱いについて（鶴谷特別支援学校を除く）

3月分の給食費はかかりません。2・3月分の給食費として既にお知らせしている3月31日引落の第9期分給食費につきましては、2月分のみの金額に変更して引き落とさせていただきます。

なお、納付書でお支払いの方には、2月分のみの金額に変更した第9期分給食費の納付書を3月下旬に改めてお送りいたしますので、そちらでの納付をお願いいたします。また、すでに2・3月分として第9期分給食費を納付済みの場合は、後日還付についてお知らせいたします。

（以下は、お子様に読ませてください。）

◎^{かんせんしやう}感染症の^{よぼう}予防について^{りかい}理解し、^{つぎ}次のことに^き気をつけましょう。

◆こまめな^{てあら}手洗いが^{きほん}基本です。

◆^{せき}咳エチケットが^{たいせつ}大切です。

◆十分な^{じゅうぶん}睡眠と^{すいみん}バランスのよい^{しょくじ}食事を^{こころ}心がけましょう。

◎^で出^{かんせん}かけるとウイルスに^か感染して^{かのうせい}しまう^{やす}可能性があります。^{あいだ}休みの間は、^{あそ}遊びに行かず、^{いえ}家で^す過ごすようにしましょう。

1～5について

担当：教育指導課 教育課程係

6，7について

担当：健康教育課 保健体育係

給食管理係